

社会福祉法人あい・あい福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あい・あい福祉会（以下「法人」という）の役員等の報酬について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

(報酬)

第3条 理事長が、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という）の運営のための業務に当たった場合は、月額 30,000 円を支給する。

2 その他の役員（理事及び監事）については無報酬とする。ただし、費用の弁償は行うことができる。

3 評議員の報酬は無報酬とする。ただし、費用の弁償は行うことができる。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。